

三宅村農地利用最適化推進委員を募集します

三宅村農業委員会が委嘱する「農地利用最適化推進委員」の任期満了に伴い、以下のとおり募集します。応募方法は、「推薦」または「一般応募」になります。

1. 募集する委員

農地利用最適化推進委員 定数：5名

2. 応募方法

- (1) 村内からの推薦（農業者等3名以上の連名による）
- (2) 農業者等の組織する団体からの推薦
- (3) 一般応募

3. 募集期間

令和7年3月28日（金）から令和7年5月2日（金）まで

4. 推薦書及び応募書の提出

各様式は、観光産業課および農業委員会事務局に備付けまたは、このページからもダウンロードできますので、必要事項を記入し下記まで提出して下さい。

【農地利用最適化推進委員用】

- (1) 個人が推薦する場合（農業者等3名以上の連名による）

三宅村農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人用）

- (2) 団体等が推薦する場合

三宅村農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体用）

- (3) 自らが応募する場合

三宅村農業委員会農地利用最適化推進委員候補者届出書

5. 要件

○農地利用最適化推進委員

要件	農業委員会が定める担当地区農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人
任期	令和7年5月17日から令和10年5月16日まで
定数	5名
報酬	17,000円（月額）
主な業務	農業委員会が定める担当地域において、現場活動を主として行い、農業委員会へ出席し推進委員として意見を述べる。 （農業委員会の議案審議の議決権は無し） 耕作放棄地の発生防止と解消を推進するため、耕作放棄地を調査。

	<p>地域計画等、地域の農業者等の話し合いを推進。</p> <p>農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進。</p> <p>担い手への農地利用の集約、集積化、新規参入の促進等。</p>
選任方法	<p>インターネット等で募集を行い、受付期間中と終了後に推薦および募集状況を公表し、農業委員会で選出し委嘱します。</p>
委員になれない人	<p>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人。</p> <p>禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。</p>
その他	<p>三宅村に住所を有する者を基本に、村外に住所を有する者も妨げない。</p> <p>村長が定める基準日において満 20 歳以上の者であること。</p> <p>農業委員および農地利用最適化推進委員は連携して業務を行う。</p> <p>身分は非常勤の特別職となり、業務には守秘義務が伴います。</p> <p>三宅村が設置する他の附属機関等の委員でない者。</p> <p>三宅村の職員でない者。</p>

6. 提出先

〒100-1212

東京都三宅島三宅村阿古 497 番地

三宅村役場臨時庁舎

三宅村農業委員会事務局（観光産業課内）

電話：04994-5-0992

Mail：nousui@vill.miyake.tokyo.jp